

投資先企業の皆様へ

2024 年 11 月 28 日

三菱 UFJ 信託銀行株式会社
執行役員資産運用部長
菊地和浩

「対話のお願い」と「対話・お問い合わせ専用窓口の設置のお知らせ」

弊社では、受託財産の運用に際して、機関投資家として日本版スチュワードシップ・コードを受け入れており、投資先企業との対話・議決権行使については、スチュワードシップ責任を果たすための重要な活動と捉えております。

多くの企業の株式を保有する投資家の責務として、外部環境変化を踏まえ、議決権行使基準を毎年見直しています。最近では 2024 年 2 月*に、4 月以降適用の議決権行使基準及び、新たな取組みとしての「資本コスト GAP モデル」を活用した企業が取組むべき課題の議論をさせて頂きたい旨を公表しております。

弊社が行う対話及び議決権行使は、経営の細部に介入したり、経営への重要提案行為を行うことを意図したものではなく、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を働きかけることを目的としたものです。各企業の情報開示が進展していますが、開示資料だけでは投資家として把握が難しい部分もあることや、対話や議決権行使における弊社の考え方をご理解頂くためにも、企業と投資家の対話がより一層重要になると考えております。

今般、より多くの投資先企業との対話のお時間を頂きたく、対話・議決権行使に関する専用窓口を設置いたしました。

対話を実施いただける場合やご質問がございましたら、最後に記しました専用窓口までご連絡をお願いします。弊社ではスチュワードシップ活動の更なる実質化に向けた取組みを進め、企業価値向上を通じた投資リターンの向上に貢献して参ります。

*受託財産運用における株式議決権行使

https://www.tr.mufig.jp/houjin/jutaku/pdf/nyou_kabu_10.pdf

お問い合わせ先

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

資産運用部

専用窓口（メールアドレス）：engagement_post@tr.mufig.jp